**大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準　改正（案）　新旧対照表**

|  |  |
| --- | --- |
| 案(改正後) | 現行(改正前) |
| 　大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、通信制の課程（以下「課程」という。）を置く私立高等学校又は私立中等教育学校（以下「私立学校」という。）の設置、私立学校の課程・学科の設置、私立学校の収容定員に係る学則変更及び広域の課程を置く私立学校に係る学則変更の認可を行う場合は、高等学校設置基準（平成１６年文部科学省令第２０号）、高等学校通信教育規程（昭和３７年文部省令第３２号、以下「通信規程」という。）その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。第１　私立学校の設置認可１―５　(略)６　施設及び設備等(1)―(6)　(略)(7)　校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令を遵守し、その定める基準に適合しているものであること。７　資産等(1)・(2)　(略)(3)　(2)にかかわらず、学校施設と他の施設とを複合化した建物において、自己所有の建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。また、国又は地方公共団体が所有する建物を借用する場合であって、当該建物の一部を区分使用して校舎とする場合も同様とする。ア―カ　(略)(4)　(2)にかかわらず、学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。　　ア　当該建物に係る土地については、設置者が単独で自己所有していること。イ・ウ　(略)(5)―(11)　(略)８　設置者の管理運営　　　設置者及びその設置運営する学校等の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。　　(1)関係法令等を遵守し、法令の規定、法令の規定による処分及び法人の寄附行為に基づいて、適正に管理運営されていること。　　(2)・(3)　(略)９(略)第２―第６　(略)附則　(略)附則　(略)附則　(略)附則　(略)附則１　この基準は、令和○年○月○日から施行する。２　この基準は、施行日以後、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準の施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。以下　(略) | 　大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、通信制の課程（以下「課程」という。）を置く私立高等学校又は私立中等教育学校（以下「私立学校」という。）の設置、私立学校の課程・学科の設置、私立学校の収容定員に係る学則変更及び広域の課程を置く私立学校に係る学則変更の認可を行う場合は、高等学校設置基準（平成１６年文部科学省令第２０号）、高等学校通信教育規程（昭和３７年文部省令第３２号、以下「通信規程」という。）その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。第１　私立学校の設置認可１―５　(略)６　施設及び設備等(1)―(6)　(略)(7)　校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。７　資産等(1)・(2)　(略)(3)　(2)にかかわらず、学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当していること。ただし、（２）イ及び次のいずれの条件にも該当する場合には、国又は地方公共団体が所有する建物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。ア―カ　(略)(4)　(2)にかかわらず、学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件にも該当していること。　　ア　当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自己所有していること。イ・ウ　(略)(5)―(11)　(略)８　学校法人の管理運営　　　学校法人の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。(1)法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて、適正に管理運営されていること。(2)・(3)　(略)９(略)第２―第６　(略)附則　(略)附則　(略)附則　(略)附則　(略)以下　(略) |